

7 / 26 (水) の発表

報道発表資料の配付日時 7月26日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	ヘルパンギーナ警報の発令について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>室蘭保健所管内におけるヘルパンギーナ患者の報告数が、令和5年第29週(7月17日～7月23日)に警報発令基準値(定点当たり6.00人)を超え、定点当たり9.00人となったことから、まん延防止のため警報を発令する。</p> <p>※ヘルパンギーナとは、急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏期に流行する夏風邪の代表的疾患です。</p>		
参考	別紙 ヘルパンギーナ警報の発令について		

報道(取材)に当たってのお願い	<p>住民に対し、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、また、集団生活では、タオルの共用を避けるよう、感染予防の呼びかけをお願いします。</p> <p>この発表についてのお問い合わせは、本日17時30分までをお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	道政記者クラブ
	同時レク		

担当 (連絡先)	<p>北海道胆振振興局保健環境部保健行政室 健康推進課長 成澤 弘美 (TEL: 0143-24-9528)</p>		
-------------	--	--	--

ヘルパンギーナ警報の発令について

令和5年7月26日（水）15時00分

北海道室蘭保健所

電話：0143-24-9528

北海道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和5年第29週（令和5年7月17日～令和5年7月23日）において、管内の定点医療機関あたりの患者報告数が、警報基準以上となりましたので、ヘルパンギーナ警報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 ヘルパンギーナの感染予防

治癒後も3～4週間は原因ウイルスが便中に排出され、感染しても発症しない例（不顕性感染）も多いため、感染者との接触を避けることは現実的に困難であり、特別な予防法はありません。手洗いやうがいを励行するとともに、集団生活ではタオルなどの共用は避けましょう。

2 ヘルパンギーナとは

急性のウイルス性咽頭炎で乳幼児を中心に夏期に流行する夏風邪の代表的疾患です。

特に4歳以下の小児に多く、主に飛沫感染・経口感染（糞口感染）し、2～4日の潜伏期を経て突然の発熱とともに喉の奥に痛みを伴う水疱・潰瘍をきたします。

重症化することは少なく、症状は2～4日で落ち着きますが、熱性けいれんや喉の痛みによる食欲不振、脱水症を起こすことがあります。

また、まれに無菌性髄膜炎やウイルス性心膜炎などを合併することもあるので、頭痛・嘔吐や様子がおかしいといった症状がある場合は注意が必要です。

3 その他

(1) 最近5週間における定点医療機関あたりの患者報告数 ※（ ）内の表示は、「患者/定点」単位：人

	第25週 (6/19～6/25)	第26週 (6/26～7/2)	第27週 (7/3～7/9)	第28週 (7/10～7/16)	第29週 (7/17～7/23)
室蘭保健所	8 (1.60)	16 (3.20)	21 (4.20)	24 (4.80)	45 (9.00)※
全道	447 (3.26)	823 (6.01)	1,468 (10.72)	1665 (12.24)	- (-)
全国	18,197 (5.79)	20,343 (6.47)	23,035 (7.33)	21,443 (6.86)	- (-)

※第29週の患者報告数は速報値。

全道のヘルパンギーナ流行情報は、北海道感染症情報センターのホームページで御覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2) ヘルパンギーナ警報とは

【発令基準】警報：1 定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で6人以上となった場合

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの受診患者数が2人以上であれば警報を継続

厚生労働省の感染症発生動向調査により、管内の定点医療機関を受診したヘルパンギーナ患者数が、警報の発令基準値に達した場合に発令します。

警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。